

「外国証券取引口座約款」の一部改正について

平成 28 年 12 月 9 日
(下線部変更)

新	旧
<p>(受渡日等)</p> <p>第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日(その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日)を約定日とします。</p> <p>外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>3営業日目</u>とします。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、国内上場株式等の決済期間の短縮化(T + 2化)の実施日から施行する。</p>	<p>(受渡日等)</p> <p>第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日(その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日)を約定日とします。</p> <p>外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>4営業日目</u>とします。</p>